

神戸市立楠高等学校弁当販売補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、神戸市立楠高等学校（以下「楠高校」という。）において、神戸市立楠高等学校給食運営委員会（以下「補助事業者」という。）が弁当販売を実施するにあたり、神戸市が補助することにより、楠高校に就学する生徒の負担を軽減し、もって当該生徒の健康保持・増進に寄与することを目的とする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付対象となる事業は、楠高校の月曜から金曜までの平常授業日ににおいて、文部科学省が定める「夜間課程を置く高等学校の生徒1人1回当たりの平均栄養所要量の基準」（別紙1）に配慮した弁当販売実施にかかる事業とする。

(交付の対象および補助金の額)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、生徒1人1回当たりの弁当購入費400円（消費税込み）に年間購入人数を乗じた額の1／2の額とし、予算の範囲内で定める。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、補助金交付申請書（様式1）を神戸市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第5条 市長は、補助金の交付の申請があった場合には、当該申請にかかる書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認められたときは、速やかに補助金の交付を決定し、補助事業者に交付決定通知（様式2）するものとする。

(交付決定の内容変更)

第6条 補助金の交付決定の通知を受けた補助事業者は、次の各号に掲げる場合には、速やかに変更の理由及び内容を記載した書類を添えた変更承認申請書（様式3）を市長に提出し、変更通知書（様式4）を受けなければならない。

- (1) 補助金交付決定の内容について変更をしようとするとき
- (2) 補助金交付決定額の変更を受けようとするとき

(補助事業の状況調査)

第7条 市長は、補助事業者に対し、補助事業の遂行の状況に関し、関係書類の提出を求め、または所属職員をして現地調査させることができる。

(補助金の交付)

第8条 市長は、補助事業者から弁当実施報告書（様式5）を添付した毎月の請求に基づき、交付決定額の範囲内で補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消)

第9条 市長は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し、または補助金の交付決定の内容もしくはこれに付した条件に違反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第10条 補助事業者は、前条の規定により補助金の交付決定の取消があった場合において、すでに補助金が交付されているときは、市長の定める期限までに当該取消にかかる補助金を返還しなければならない。

(実績の報告)

第11条 補助事業者は、年度末に事業が完了したときは、市長に対し速やかに、経費執行の状況が具体的に確認できるよう、領収書の写しを提出しなければならない。

(その他必要な事項)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、神戸市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。